

研修参加報告

〈日本共産党 向田聡〉

□ 第46回議員の学校

「地方自治からみる真の子どもの政策とは—『子ども基本法』の意義と活用を考える」

〈研修目的〉

2023年4月に「子ども家庭庁」が発足するのを前に、就学援助を受けている子どもの多さや母子家庭の子どもの貧困率50%、ヤングケアラー、いじめ、不登校引きこもりなど子どもの置かれている現状をしっかりと認識し、子どもの声をどう受け止め、子どもの人権を保障していくために、自治体や議員が果たすべき役割について、自治体の先進事例なども掴みながら学んでいく。

〈研修概要〉

研修年月日	講演テーマ	講師
2022年 8月4日(木)	1. 子どもの権利条約を踏まえた自治体施策—こども基本法制定を受けて	平野裕二氏 (ARC「Action for the Rights of Children」代表、子どもの人権連代表委員)
	2. 『多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例』施行までの実践	水野誠氏 (東京都多摩市こども青少年部子育て・若者政策担当課長)
	3. 子どもの人権を守る公的第三者機関の実践に学ぶ	平尾潔氏 (せたホッと子どもサポート委員、弁護士)

主催：NPO 法人多摩住民自治研究所

研修方法：オンライン

〈研修概要報告〉

1. 子どもの権利条約を踏まえた自治体施策—こども基本法制定を受けて

◆講師 平野裕二氏

(ARC「Action for the Rights of Children」代表、子どもの人権連代表委員)

◆概要

1. 国連・子どもの権利条約と子どもの権利委員会
 - (1)子どもの権利条約の採択・批准
 - (2)条約の4つの柱と一般原則
 - (3)国連子どもの権利委員会
2. 子どもの権利アプローチと「こども基本法」
 - (1)「こども基本法」制定の意義と課題
 - (2)子どもの権利に関する基本的法律をめぐる他国の立法例
 - (3)子どもの権利アプローチ
 - (4)こどもにやさしいまちづくり

3. これからの主な課題

- (1)子どもの権利の周知を図る
- (2)子どもに対する暴力をなくす
- (3)子どもの権利を学校現場に根づかせる
- (4)子どもの意見表明・参加を推進する
- (5)子どもオンブズパーソン/コミッショナーの設置を進める
- (6)権利の視点から子どもの幸福（ウエルビーイング）を考える

◆所感

- ・今年6月にこども基本法が設立され、また来年4月にはこども家庭庁が創設される。子どもの権利条約の精神や原則を反映した子ども基本法では「こども計画」を定める自治体の努力義務も定められ、子どもの権利条約を踏まえた施策の推進がこれまで以上に求められているわけだが、今その機運があまり感じられない。日本の子ども達をめぐる状況は、貧困率の高さや児童虐待や不登校も過去最高に達するなど、決していい状態にはなっていない。早急な改善が必要であるが、まずは、子どもを権利の周知を図り、子どもへの暴力をなくす取り組み、学校での権利学習などの取り組み、子どもを守る組織な仕組みなど、子どもを権利主体とみなす理念と、より具体的な施策の推進が必要だと痛感した。子どもの権利を明確にした条例制定ができるよう取り組みを進めていきたい。

2. 『多摩市子ども・若者の権利を保障し支援と活躍を推進する条例』施行までの実践

◆講師 水野誠氏

（東京都多摩市こども青少年部子育て・若者政策担当課長）

◆概要

1. 多摩市の条例はこんな条例

- ・子ども・若者をだれ一人残さず、大切にすまちを目ざす条例
- ・子どもと若者（おおむね30歳代までの市民）を一体にした条例（日本初）
- ・子どもの権利条約の要素を含む

2. 条例ができるまで

- ・社会の状況把握（社会の不安定さ、格差拡大、地域のつながり希薄化、虐待いじめ不登校増加、引きこもり寺死者増、将来への不安）
- ・市長公約（子ども若者総合支援条例を制定したい）
- ・施策検討懇談会設置
平成30年11月～令和元年8月、6回、6名（学識経験者3名、子ども若者支援活動者3名）
令和2年9月～令和4年1月、11回、16名（学識経験者4名、学校関係者3名、子ども若者支援活動者6名、公募市民3名）
- ・令和3年12月議会で議決、令和4年1～3月公布、令和4年4月1日施行

3. 今後の取り組みについて

- ・子どもの権利擁護の仕組みづくり、子ども・若者の意見表明参画の仕組みづくり、学校での学びの機会など

4. 希望

- ・子ども・若者が自分らしく、希望を持って成長してほしい
- ・困難な状態の時「助けて」と言える「受任力」を高め、早期解決に向かう流れを作りたい
- ・大人世代と子ども・若者が共に学び共に成長できる市へ

◆所 感

- ・多摩市での権利条例制定までの取り組みを学んだ。条例制定に向け、3年の期間をかけた取り組みの中で、まずはやはり、今子どもを取り巻く環境状況がどうなっているかの認識を深めることから出発し、そして、市長自身が公約として掲げられたこと、また、子どものみならず、若者も含めた支援体制をどうつくるかという視点も含めて制定に向け努力されたことが伺えた。多摩市の権利条例の特徴は、子どものみならず、若者（おおむね30歳代）までも含めただれ一人取り残さないという視点で制定されている点である。これは全国的には、今のところ唯一だということであるが、不登校からそのまま引きこもっていき社会になじめない若者世代が増えている状況を考えれば、多摩市が若者を含めてだれ一人取り残さないという視点を持ったというのは画期的な事ではないだろうか。条例制定でことは足りるということではなく、今後、具体的に組み組んでいくこととして、権利擁護の仕組みづくりや意見表明の仕組みづくり、学校でも学びなども位置付けられている点は重要であると感じた。また、この権利条例制定が、大人世代と子ども若者が共に学び成長していきける、そして、だれ一人取り残さないより豊かなまちづくりにもつなげられるのではないかと感じた。

3. 子どもの人権を守る公的第三者機関の実践に学ぶ

◆講 師 平尾潔氏

(せたホッと子どもサポート委員、弁護士)

◆概 要

1. 世田谷区子ども人権擁護機関「せたホッと子どもサポート」設立まで
 - ・平成14年こども条例施行→平成17年こども計画及び教育ビジョンを策定→平成23年小中学生アンケート実施→平成24年5月アドバイザー会議の設置→平成24年12月こども条例改正→平成25年4月子ども人権擁護機関「通称：せたがやホッと子どもサポート 略称:せたホッと」を設置→平成25年7月相談等開始
2. せたホッと子どもサポートの概要
 - ・子どもに寄り添い、子どもの立場に立って問題の解決を目指す、公正・中立で独立性と専門性のある第三者からなる子どもの人権擁護機関
 - ・対象は、18歳未満の子どもや保護者・関係者（特例として、18・19歳で高校等の在籍者）
 - ・体制は、原則子どもサポート委員3名の独立制、年期3年。相談・調査専門員5名。事務局員。相談方法は、月から土曜、電話、FAX、メール、手紙はがき、面接、訪問、出前相談。マスコットキャラ・リーフ作成。
3. 活動内容と活動事例
 - ・相談事例－いじめ・虐待・不登校
 - ・調査活動－クラブチームで暴言・暴力調査
 - ・意見表明活動－通常学級における特別支援教育に関する意見→その結果、全ての学校に

学校包括支援員が配置されたことと今後の課題の共有ができた

- ・ 出前講座・啓発活動ーセーフティ教室・いじめ予防授業・ヤングケアラーと子どもの権利
4. せたホッと活動を通して見えてきたこと
 - ・ 追いつめられる親と追いつめられる子ども
 - ・ 安心できる子どもの居場所を一思いや気持ちを出し合える場があるか
 5. 条例に基づく子どもの権利救済活動の意義
 - ・ 立ち返るところー「せたホッと」の活動は、子どもの権利条約の理念に基づいて実践することであり、子どもの権利条約の一般原則に立ち返る ①子ども自身が安心して相談できる機関としての機能 ②子どもの人権を守るワンストップサービスとしての役割 ③子ども支援のための関係機関等のネットワークを形成（独立した公的機関であるからこそ、学校、教育委員会、担当部署、不登校の子供の居場所、発達支援センター、児童相談所、児童館などの関係機関とのネットワーク形成や橋渡し） ④問題解決に向けた迅速な対応につながる ⑤子どもの権利や権利擁護の広報・啓発に貢献 ⑥子どもの最善の利益を最大限考慮するというアプローチの浸透 ⑦9年間の実勢を積む中での、子どもや保護者、住民、学校、教育委員会、関係機関等からの信頼の獲得
 6. 課題
 - ・ 行政、学校、関係機関、子どもを含む市民からの認知・理解の浸透
 - ・ 子ども自身への子どもの権利についての広報普及、教育
 - ・ 既存の相談機関との連携による双方の対応力の強化 相談から見えてきた制度上の改善につなげていくための効果的な手法の検討
 - ・ 子どもの権利のモニタリング（継続的な観察）

◆所 感

- ・ 今回の3つの講座の内容がうまく関連していることがよく分かる3番目の講座であった。つまり、1番目の講座は、権利条約の理念必要性が語られ、2の講座で、具体的な条例制定の取り組み、そして3番目の講座では、条例を制定するだけでなくどう実効性のあるものにしていくかの具体的な取り組み、実践を示していただいた。それは、1の講座で指摘されていた課題の一つである、子どもオンブズパーソン・コミッショナーの設置が世田谷ではなされているということである。世田谷では、子どもの権利条例制定は平成14年にはできているが、それを実効性のあるものにしていくための人権擁護機関「せたホッと子どもサポート」として立ち上げられた。それは、子どもに寄り添い、子どもの立場にたって問題解決を目指す、公正・中立で独立性と専門性のある第三者機関として、条約に基づく子どもの権利救済活動に取り組む組織である。こういう機関があることによって、条例という理念の実現が果たされるのだということが良く伝わってきた。まだまだ課題はあるということで、常に広報活動や相談活動を繰り返しながら、子どもの権利救済が進むよう継続的な経過観察も含め持続した取り組みが必要だと言われていた点は、絶え間ない努力の積み重ねによって真に子どもを守ることができるのだということを示唆しているように思えた。